

公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月8日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米田 憲司

1 調達内容

(1) 業務の名称

令和7年度鳥取県土整備事務所凍結防止剤調達業務

(2) 業務の内容

冬季に鳥取県土整備事務所管内で使用する凍結防止剤の調達

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札に当たっては、別添令和7年度鳥取県土整備事務所凍結防止剤調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）の2の（1）、（2）に示す業務の1袋当たりの単価（税抜）に予定数量を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第1号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価欄にそれぞれ記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定数量は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が工事用材料類の諸材料に登録のある者で、かつ営業内容に「融雪剤」又は「凍結防止剤」の内容が含まれる者。

(3) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。

(4) 令和7年10月8日（水）から同年10月31日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

4 入札手続等

(1) 入札・業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

電話 0857-20-3605

電子メール tottori_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年10月8日(水)から同年10月30日(木)までの間にインターネットのホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/24711.htm> から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年10月8日(水)から同年同月17日(金)までの日(日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

ただし、交付期限最終日は正午までとする。

イ 交付場所(1)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年10月31日(金) 午前10時入札、即時開札

イ 場所

鳥取県東部庁舎 入札室(地下1階) 鳥取市立川町六丁目176番地

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書(入札参加資格確認書)を、4の(1)の場所に令和7年10月17日(金)午後5時までに持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年10月15日(水)正午までに提出することとし、電話及び訪問による質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年10月16日(木)午後5時までにインターネットのホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/24711.htm> によりまとめて閲覧に供する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他

ア 郵送又は信書便による入札は認めない。

イ 詳細は入札説明書による。